

# 施設ケアマネのあり方について 『お伝えしたいこと』

兵庫県介護支援専門員協会  
姫路支部 施設ケアマネ研修  
令和3年2月24日

---

姫路市 監査指導課

# 介護支援専門員の配置

---

(1) 勤務する施設の種類は何ですか？

介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	14
介護老人保険施設	8
特定施設入居者生活介護	4
認知症対応型共同生活介護	3
小規模多機能型居宅介護	6
看護小規模多機能型居宅介護	1

# 介護支援専門員の配置

---

(2) 現在、施設に介護支援専門員は何人いますか？

1人	23
2人	9
3人	5
8人	1

(3) 介護支援専門員の勤務形態は何ですか？

常勤	55
非常勤	7
無回答	2

# 介護支援専門員の配置

---

(4) 介護支援専門員以外の職務を兼務していますか？

兼務している	28
兼務していない	10

(4-1) 兼務している場合、兼務する職務は何ですか？

施設長（管理者）	2
相談員	8
看護職	1
介護職	17
栄養士	1

# 介護支援専門員の配置

---

兼務が多い。特に介護職との兼務が多い。

兼務ができる場合とは・・・

業務に支障がない場合 ⇒ 可能

業務に支障がある場合 ⇒ 不可

介護職は直接処遇職員なので、介護支援専門員の業務に支障がある。

# ケアプランについて

---

(6) 施設の中で、ケアプランのことを相談する人はいますか？

いる	31
いない	7

(6-1) 相談する人がいる場合、誰に相談ししていますか？

施設長（管理者）	13
相談員	13
看護職	16
介護職	19
リハ職	8

# ケアプランについて

---

(7) 施設以外で、ケアプランのことを相談するケアマネジャーはいますか？

いる	17
いない	21

(7-1) 相談するケアマネジャーがいる場合、その人はどのような関係の方ですか？

法人内の他の事業所のケアマネ、友人、研修で一緒になった人 など

(7-2) 相談するケアマネジャーがいない場合、だれに相談したいですか？

他施設のケアマネ

# ケアプランについて

---

(10) ケアプランの内容を職員全員が理解していますか？

全員が理解している。	2
8割程度の職員が理解している。	14

16人すべてが、

『(9) 作成したケアプランは、職員全員が見ていますか？』の問いに、「全員が見ている。」または「8割程度の職員が見ている。」と回答している。



# ケアプランについて

---

「全員が見ている。」または「8割程度の職員が見ている。」を選択した人が気を付けていること。

- ユニット内に個々のファイルを設置、いつでも閲覧可能。
- 職員がすぐに見れるようにケアプランをカウンターの上に置いている。
- 計画書作成後は必ず全員に見てもらう。
- 介護サービス計画は意見をもらいながら介護職と一緒に作成する。
- 専門用語を使わない、誰でもわかるように数字を使うようにしている。
- 簡潔で分かりやすい表現。

具体的な表現が多い。

# ケアプランについて

---

「半分くらいの職員が理解している。」、「2割程度の職員が理解している。」  
「ほとんどの職員が理解していない。」を選択した人が、全員がケアプランを  
理解するにはどうすればよいと思うか。

- ・ケアプラン変更時に職員に周知を徹底するようにする
- ・情報共有の場をより多く持つ
- ・ケアカンファレンスにて意見交換を行い周知を図っている

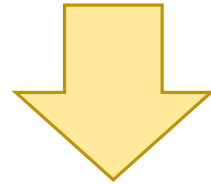
漠然とした的表現が多い。

# ケアプランについて

---

作成したケアプランを、全員が理解するにはどうすればよいか。

まずは、ケアプランを見てもらうことが必要。



施設によって、何が効果的かは違いがあると思うが、具体的に方法を検討し、全ての職員がケアプランを読むルールを作ることが大切。

# 実地指導について

---

## 監査と実地指導の違い

監査 ⇒ 不正な請求や不適切なサービスの疑いがある事業所を調査する。

実地指導 ⇒ 事業所が適正運営を行うため、間違った運営をしている時は指摘して改善を求める。今後のより良い運営ためのアドバイスをする。

# 実地指導について

---

実地指導は、

- × 行政が、一方的に調査するもの
- 行政が事業所と話し合い、必要な指導を行うもの



日頃、施設で仕事をしていてわかりにくいことや迷っていることを質問して、意見交換の場として活用してもらいたい。

# 実地指導について

---

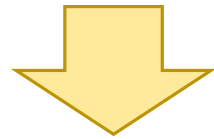
## 実地指導を行う職員の意見

- ・他職種と兼務していてとても大変そうである。
- ・赤本・青本等で制度について、読み込んでほしい。  
前例の踏襲や周りの人に聞いたなどではなく、制度の根幹を理解してほしいと思います。
- ・6カ月ごとにプランを更新している事業所があった。
- ・誰にでも当てはまる目標が設定されている。
- ・ケアマネがモニタリングを実施せず、介護職等が確認している。
- ・モニタリングで把握すべき点を確認できていない。
- ・プラン作成上での困りごとがあるにも関わらず、相談する先がない。
- ・地域包括支援センターの実施するブロック研修に参加をしている施設のケアマネもいる。

# 施設ケアマネに期待すること

---

行政がサービス事業所や施設に求めること



適正なサービス提供と、サービスの質の平準化

- 居宅介護支援事業所では、特定事業所加算を算定する事業所が、算定していない事業所（特に、1人ケアマネの事業所）と一緒に事例検討会を開催している。